

諮 問 第 6 3 4 号
環 水 大 管 発 第 2506271号
令 和 7 年 6 月 2 7 日

中央環境審議会会長
大塚 直 殿

環境大臣 浅尾 慶一郎
(公 印 省 略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第四条第一項第六号から第九号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定又は改正すること
について、貴審議会の意見を求める。

(別紙 1)

1 - (6 - クロロ - 3 - ピリジルメチル) - *N* - ニトロイミダゾリジン - 2 -
イリデンアミン (別名イミダクロプリド)

1 - (3 - クロロ - 4 , 5 , 6 , 7 - テトラヒドロピラゾロ [1 , 5 - *a*] ピ
リジン - 2 - イル) - 5 - [(シクロプロピルメチル) アミノ] - 1 *H* - ピラ
ゾール - 4 - カルボニトリル (別名シクロピラニル)

4 - クロロ - 2 - フルオロ - 5 - [(*RS*) - (2 , 2 , 2 - トリフルオロエ
チル) スルフィニル] フェニル = 5 - [(トリフルオロメチル) チオ] ペンチ
ル = エーテル (別名フルペンチオフェノックス)

S - ベンジル = ジプロピルチオカルバマート (別名プロスルホカルブ)

(別紙2)

4-[(5*S*)-5-(3,5-ジクロロ-4-フルオロフェニル)-5-(トリフルオロメチル)-4,5-ジヒドロ-1,2-オキサゾール-3-イル]-*N*-(4*R*)-2-エチル-3-オキソ-1,2-オキサゾリジン-4-イル]-2-メチルベンズアミド並びにその(5*R*,4*R*),(5*R*,4*S*)及び(5*S*,4*S*)異性体の混合物(別名イソシクロセラム)

2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イル=(ジブチルアミノチオ)メチルカルバマート(別名カルボスルファン)

N-ベンジル-7*H*-プリン-6-アミン(別名ベンジルアデニン又はベンジルアミノプリン)

エチル=*N*-(2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチルベンゾフラン-7-イルオキシカルボニル(メチル)アミノチオ)-*N*-イソプロピル-β-アラニナート(別名ベンフラカルブ)

中環審第1377号
令和7年6月30日

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直
(公印省略)

農薬取締法第4条第3項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定等について（付議）

令和7年6月27日付け諮問第634号をもって環境大臣より、当審議会に
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規
定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。